

# 公認会計士制度見直しにかかる 検討項目について

平成14年9月27日

# 1. 監査のあり方

例) (1)公認会計士の使命・監査の目的

(2)業務範囲のあり方 (監査業務・レビュー業務)

(3)守秘義務の明確化

(4)発行体との関係

参考) 「公認会計士監査は、その充実・強化を通じてディスクロージャーの適正性を確保し、もって証券市場の信頼を高め市場機能の活性を維持することにより公益の目的に資することができる。法が公認会計士に監査証明業務の独占を認めている理由もここにあり、公認会計士監査制度の改革も、このような公益性の視点に立って進められるべきである」と考える。」

(「監査制度を巡る問題点と改革の方向」平成12年6月公認会計士審査会監査制度小委員会)

## 2.独立性の強化

例) (1)独立性の要件の明確化

(2)被監査会社への非監査業務の同時提供の禁止

(3)監査法人における関与社員による継続的監査 (監査法人の関与社員の交替制)

(4)監査法人自体の継続的監査 (監査法人の交替制)

(5)大規模企業に対する公認会計士単独による監査の禁止

(6)関与社員であった者が被監査会社の幹部に就職した場合の当該会社に対する監査の禁止

### 3.人数の拡大と質の向上

例) (1)公認会計士資格者についての基本的考え方

(2)公認会計士の人数の拡大

公認会計士試験制度のあり方

ア.社会人等を含む受験者の大幅な増加を図るための方策

イ.一定の専門資格者等に対する試験の免除

ウ.専門職大学院など教育機関との連携  
量的規模

(3)公認会計士の質の向上

求められる公認会計士の質・モラル

資格登録と業務登録の分離

登録更新制の導入

継続専門研修の履修義務づけ

## 4. 監査法人のあり方

例) (1) 監査法人の位置づけ

(2) 監査法人への有限責任の導入  
責任限定の範囲

ア. 人的範囲

イ. 損害賠償請求額の範囲  
責任限定に伴う担保措置

ア. 損害賠償責任保険の加入義務づけ

イ. 最低出資金制度の導入

ウ. 損害賠償準備金の創設

(3) 社員資格の拡大

(4) 監査法人の財務内容の公開

(5) 監査法人の署名のあり方

(6) 監査法人の業務の範囲

(7) 監査法人等の活動を巡る手続き等につ  
いて

広告規制

会則記載事項の変更 (標準報酬規定  
の削除)

監査報酬・監査日数の開示

監査法人の定款変更事項の整備

監査法人の会計年度の弾力化

## 5. 監視・監督機能の強化

例) (1)品質管理レビュー制度のあり方

(2)日本公認会計士協会による監視・監督機能のあり方

強制入会のあり方

処分の透明性の確保

個別事案の公表のあり方

財務状況等の公告の義務づけ

(3)行政による監視・監督機能のあり方

公認会計士審査会のあり方

証券取引等監視委員会との連携

罰則の強化

懲戒処分の多様化・強化

日本公認会計士協会に対する事務の改善等の命令